

平成 27 年 11 月 10 日

日本プロフェッショナル野球組織  
コミッショナー 熊崎 勝彦 殿

調査委員会

委員長 大鶴 基成

委員 加藤 善孝

同 宮本 慎也

**調査結果報告書（要旨）**

読売巨人軍選手 3 名に係る有害行為（日本プロフェッショナル野球協約第 18 章）につき、調査した結果並びに上記 3 名（以下、「3 選手」という。）及びその所属する株式会社読売巨人軍に対する処分案等について下記のとおり報告する。

なお、コミッショナーから徹底した調査を委嘱され、事案の解明に尽くしたが、重要な関係者から十分な聴取の協力が得られず、携帯電話の提出も受けられなかった。そのため本件の組織的全体像までを明らかにできているものではないが、3 選手がプロ野球賭博をしていた状況については概ね明らかにできたところであることから、現時点までの可能な限りの調査結果をもって本件報告とする。

当調査委員会は常設の機関であることから、今後とも引き続き情報収集等に

努めることとする。

## 記

### 1 本件処分の対象となる選手及び球団

#### (1) 有害行為を行ったと認められる選手

- |     |       |           |    |
|-----|-------|-----------|----|
| (ア) | 福田 聡志 | 選手 (32 歳) | 投手 |
| (イ) | 笠原 将生 | 選手 (24 歳) | 同上 |
| (ウ) | 松本 竜也 | 選手 (22 歳) | 同上 |

#### (2) 3選手について管理監督責任のある球団

株式会社読売巨人軍

### 2 有害行為の相手方となった関係者

- |     |   |        |       |
|-----|---|--------|-------|
| (1) | A | (39 歳) | 大学院生  |
| (2) | B | (年齢不詳) | 飲食店経営 |

### 3 処分対象となる事実

#### (1) 3選手に係る有害行為の事実

各選手に係る有害行為は次のとおりであり、野球協約 180 条 1 項に該当する。なお、各選手が同 177 条 1 項の不正行為（いわゆる八百長行為等）を行っていた痕跡は認められなかった。

#### ア 福田聡志選手について

##### (Aとの賭博・交際等)

- ① 平成 27 年 8 月頃から同年 9 月頃までの間、神奈川県などにおいて、プロ野球の約 10 試合の勝敗に関して、Aらとともに、金銭を賭けて賭博をした（野球協約 180 条 1 項 2 号）。
- ② 平成 27 年 5 月頃から同年 9 月頃までの間、神奈川県などにおいて、Aが野球賭博常習者であることを知りながら、高校野球の試合の勝敗に関して、Aとともに、自らあるいは松本竜也と共同して、金銭を賭けて賭博をしたほか、メジャーリーグの試合の勝敗、麻雀やバカラの勝敗に関して、Aらとともに、金銭を賭けて賭博をし、もって野球賭博常習者と交際し、行動を共にし、金品の授受をした（野球協約 180 条 1 項 1 号）。

## イ 笠原将生選手について

### (Aとの賭博・交際等)

- ① 平成26年4月頃から同年10月頃までの間、東京都などにおいて、プロ野球の約10試合の勝敗に関して、Aらとともに、金銭を賭けて賭博をした（野球協約180条1項2号）。
- ② 平成26年4月頃から平成27年8月頃までの間、東京都などにおいて、Aが野球賭博常習者であることを知りながら、Aらとともに、高校野球の試合の勝敗、麻雀の勝敗、バカラの勝敗に関して金銭を賭けて賭博をするなどし、もって野球賭博常習者と交際し、行動を共にし、金品を授受した（野球協約180条1項1号）。

### (Bとの賭博・交際等)

- ① 平成26年4月頃から同年10月頃までの間、東京都などにおいて、プロ野球の10～20試合の勝敗に関して、Bらとともに、金銭を賭けて賭博をした（野球協約180条1項2号）。
- ② 平成26年4月頃から平成27年9月頃までの間、東京都などにおいて、Bが野球賭博常習者であることを知りながら、高校野球の試合の勝敗に関して、Bとともに、自ら金銭を賭けて賭博をし、プロ野球の試合の勝敗に関して、松本竜也が金銭を賭ける内容をBに伝達し、その賭け金の精算支払いを手伝ったほか、自らBとともに、麻雀の勝敗、ゴルフの勝敗に関して金銭を賭けて賭博をするなどし、もって野球賭博常習者と交際し、行動を共にし、金品の授受をした（野球協約180条1項1号）。

## ウ 松本竜也選手について

平成26年6月頃から10月頃までの間、神奈川県などにおいて、プロ野球の十数試合の勝敗に関して、笠原将生を介して、Bらとともに、金銭を賭けて賭博をした（野球協約180条1項2号）。

### (2) 読売巨人軍の選手等の指導・管理監督が十全を欠いていたこと

プロ野球選手については、そもそも、自らにおいて己の行動を律して、野球協約を遵守すべきものであるが、球団においても、所属選手等が野球協約を遵守するように的確に指導し管理監督すべきであるところ、3選手に係る前記有害行為は読売巨人軍のこういった指導・管理監督が十分ではなかった状況下で行われていたものと認められる（野球協約194条）。

### (3) 他の選手等について

本件調査にあたっては、3選手以外の読売巨人軍の選手等に関しても有害行為がないかどうかについて情報収集に努めたが、有害行為に関わっていると認められるような確度の高い具体的情報は得られなかった。

また、他の11球団に対しても、コミッショナーから、本件のような有害行為の有無の調査を依頼したが、有害行為があった旨の報告は受けていない。

#### ※（有害行為の適用条項に関する補足説明）

- (ア) 笠原選手と松本選手が読売巨人軍の試合に賭けていたと認められる証拠はないが、福田選手は、同球団の試合にも賭けていたと認められ、これについては、野球協約177条1項6号が「所属球団が直接関与する試合について賭をすること」と規定していることから、同号に該当するよう見えなくもない。
- (イ) しかし、177条1項は、1号から5号の内容からわかるように、八百長試合に直結する行為を禁じる趣旨であり、この趣旨からすれば、同項6号は、当該選手等が出場等により自ら関与する試合について賭けをすることを指すと解される。同号が単に「所属球団が関与する試合」と規定せずに、「直接関与する試合」と規定したのもその趣旨からであると理解される。
- (ウ) 他方、野球協約180条1項は、各号の内容からわかるように、177条1項とは異なり、それ自体が八百長試合に直結する行為ではないものの、将来八百長試合をするに至る懸念のある行為を禁じる趣旨である。当該選手等が出場等により自ら関与しない試合に賭けることは、八百長試合に直結する行為ではないが、将来八百長試合をするに至る懸念があることから、同項2号に規定されているものと解される（なお、前記のとおり、177条1項6号の「所属球団が直接関与する試合」とは、「当該選手等が出場等により自ら関与する試合」とであると解されることから、180条1項2号の「所属球団が直接関与しない試合」とは、「当該選手等が出場等により自ら関与しない試合」という意味ということになり、この文言のみで、所属球団以外の試合または所属球団の試合ではあるが当該選手等が出場等により自ら関与しない試合を意味し、「又は出場しない試合」という文言は念のために加えられたものであると認められる。）。

(エ) 以上のとおり、177条1項6号の規定は、「当該選手等が出場等により自ら関与する所属球団の試合」を指しており、180条1項2号の規定は、「所属球団以外の試合または所属球団の試合ではあるが当該選手等が出場等により自ら関与しない試合」を指すものと解され、福田選手は自らが賭けた読売巨人軍の試合には出場していないことから(そもそも福田選手は平成27年に一軍の試合に出場していない)、177条1項6号は適用されず、180条1項2号が適用される。

## 4 処分案

### (1) 3選手について

福田選手、笠原選手、松本選手をそれぞれ、無期の失格処分とするのが相当である。

(理由)

プロ野球は、公正なプレーが行われてこそ多数のファンから愛され支持されるものであり、いわゆる八百長試合が行われたときはもとより、プロ野球選手らによるプロ野球に係る賭博や野球賭博常習者との交際等についても不公正なプレーにつながりかねず、多数のファンのプロ野球に対する期待と信頼を著しく損なうものである。また、不朽の国技であるプロ野球の品位を甚だしく汚し、真摯にプレーと練習に励んでいる多数のプロ野球選手らの名誉をも大きく傷つけるものであり、プロ野球界に与える悪影響は計り知れない。

それ故、プロ野球選手は、野球協約に基づく統一契約書式においても国民の模範たるべく努力することを誓約し、平素から自らの行動を厳しく律することが求められており、野球協約においてもプロ野球賭博や野球賭博常習者との交際等につきこれを全面的に禁止し、その違反には厳しい失格処分をもって処断することとしている。

しかるに、3選手はいずれも、本件賭博等が野球協約等で禁止されていることを知りながら敢行しているものであり、多くの野球ファンを裏切り、プロ野球界に拭いがたい汚点を与えた責任は極めて重い。

そこで、この点を踏まえた上で、それぞれ、

(ア) 福田選手については、

前記の有害事実のとおり、プロ野球、高校野球、メジャーリーグについて自ら賭けをしていたほか、高校野球については松本選手も誘って賭けをしていたところでもあるので、現時点において反省していることを考慮しても、

無期の失格処分が相当と言わざるを得ない。

(イ) 笠原選手については、

前記の有害事実のとおり、2年間にわたって、A及びBそれぞれとの間で、プロ野球及び高校野球について自ら賭けをしていたほか、平成26年にはプロ野球について松本選手も誘って賭けをしていたところでもあるので、現時点において反省していることを考慮しても、

無期の失格処分とするのが相当である。

(ウ) 松本選手については、

前記の有害事実のとおり平成26年には笠原選手を介してプロ野球について賭けをしたのみならず、本年も、高校野球十数試合について、福田選手を介して賭けをしており、2年間にわたって、プロ野球及び高校野球の賭博をしていたところであるので、現時点において反省していることを考慮しても、

無期の失格処分が相当と言わざるを得ない。

## (2) 読売巨人軍について

読売巨人軍に対して、制裁金1000万円を科すのが相当である。

(理由)

プロ野球選手については、そもそも、自らにおいて己の行動を律して、野球協約を遵守すべきものであるが、球団においても、所属選手等が野球協約を遵守するように的確に指導し管理監督すべきであるところ、本件の背景には、3選手を含む一部の選手らにおいて、頻繁に、練習後に球場のロッカールームで金銭を賭けたトランプをし、あるいは同球場近くの雀荘で金銭を賭けた麻雀をするなどしていた状況があり、さらに、3選手にあっては、これのみならず、Aらから誘われるまま裏カジノでバカラ賭博をするまでに至っていた経緯もあって、賭け事に対するモラルの低下を招いたものと認められることから、結果の重大性に照らし、読売巨人軍の管理監督上の責任は重いものがある。よって、野球協約194条により、制裁金1000万円を科すのが相当である。

## 5 調査経緯等

### (1) コミッショナーからの調査委嘱

本年10月5日、調査委員会は、コミッショナーから、①福田選手らの有

害行為にかかる事実の有無の糾明、②要因・背景等の解明、③調査結果及び処分案の報告、④再発防止策の提言等の調査を委嘱された。

## (2) 調査期間・体制・方法

(ア) 本年10月5日から11月10日まで。

(イ) 弁護士7名及び日本野球機構職員数名。

なお、3選手が削除した携帯電話メールの復元（デジタル・フォレンジック）は、調査委員会から読売巨人軍に依頼し、同球団が専門業者に実施させた。

(ウ) 3選手及びA、B、C（笠原選手の中学の先輩でAを紹介した者）のほか、Aが、自分が知っていると吹聴していたコーチ等3名、Bの経営する店に飲食に行っていた選手3名からも、参考に聴取した（聴取は延べ約65時間）。

## (3) 3選手などの供述及び読売巨人軍の対応

(ア) 3選手とも、本件が発覚しそうになるや、携帯電話から野球賭博のやり取りのメールを削除し、Bと相談するなどして、金銭を賭けていたのではなく食事を賭けていた旨の虚偽の弁解の口裏合わせをすることとし、読売巨人軍及び調査委員会の聴取に対して、当初のうち、「食事を賭けていただけである。」とか、「復元されたメールに金銭の記載があるとしても、それは冗談を言い合っていたものである。」などと虚偽の供述を続けていたが、その後、メールの内容の説明に窮するなどして、真実を供述するに至ったものである。

また、3選手ともプロ野球賭博をする一方、Aとともに裏カジノでバカラ賭博をした旨供述している。笠原選手は、平成26年4月にCから誘われて裏カジノに行きバカラ賭博をして、その頃からAとの交際が始まり、間もなく読売巨人軍に発覚して厳重注意を受けたが、その後も懲りること無く、AやCと横浜や六本木でバカラ賭博を行い、そのうち1回は松本選手も誘って一緒にバカラ賭博をして交際していた旨も供述している（なお、松本選手はAらとバカラ賭博をした時点ではAが野球賭博をしていることを知らなかった旨供述している。）。

(イ) Aは、3選手とのプロ野球賭博等の事実や3選手とバカラ賭博をしたことなどを認めたが、その後の詳細な聴取については拒否し続けており、Bは、3選手らの前記の虚偽の弁解の真偽確認のための聴取には応じたが、その後は聴取を全面的に拒否し続けている。

(り) 読売巨人軍は、本件について福田選手に野球賭博の疑いがあると認識し直ちにコミッショナーに通報するとともに、迅速に調査を行った上で告発し、その後も、膨大な復元メールのデータ整理など、調査委員会の調査に積極的に協力しており、さらに、本件を重く受け止め、選手等の紀律の指導・管理監督を徹底させる再発防止策を講じ、既にその一部を実行しているところであり、前記の管理監督上の責任に関する事実を調査委員会が認定することについても、特段弁明するところはないとして、その責任を自認している。

## **6 反社会的勢力との関係**

3選手は反社会的勢力との関係を否定しており、調査委員会としても可能な限りの調査・情報収集に努めたが、3選手について、反社会的勢力であると認識した上での交際事実がある等の証拠は得られなかった。

また、Aも反社会的勢力との関係を否定しており、Bは前記のとおりこの点の聴取にも応じていないが、現時点ではA及びBについて、反社会的勢力とつながりがあるとの確実な証拠までは得られていない。

## **7 本件の要因・背景等**

### **(1) プロ野球選手としてのモラルの自覚を欠いていたこと**

前述のとおり、プロ野球選手たる者、八百長試合はもとより、プロ野球賭博や野球賭博常習者との交際をしてはならないことは、所属球団等から教えられるまでもなく、当然自覚し自らの行動を律していかなければならないところである。

そうであるにもかかわらず、3選手とも、プロ野球賭博等が野球協約などで禁止されていることを知っていながら、発覚することはないものと高をくくり、厳しい失格処分を受けることも現実のものとして受け止めていなかったものである。

### **(2) 賭博常習者に対する警戒感が欠如していたこと**

福田選手も笠原選手も、Aについては、笠原選手の中学の先輩の友人であったことや、プロ野球OBの知り合いであったことから気を許してつきあうようになり、また、Bについては、笠原選手の相談に乗ってくれるなどしていたことから金銭を賭けて麻雀をするなどの交際をするようになり、いずれも、その後間もなく、バカラ賭博や高校野球賭博を勧められ、プロ野球賭博にまで至ったものである。



しかし、参考に事情聴取した選手等の中には、「Bから賭け麻雀や賭けゴルフを誘われたが、賭け事はしたくなかったので、適当にはぐらかしていた。」などと述べる者もあり、福田選手や笠原選手においては、このような意味での警戒感が欠如していたと言わざるを得ない。

### (3) 一部選手の間で頻繁に金銭を賭けるなどした遊びが行われていたこと

読売ジャイアンツ球場のロッカールームでは、福田選手、笠原選手、松本選手を含む10名以上の選手が頻繁に金銭を賭けてトランプをしていたほか、選手間の麻雀でも金銭が授受されるなど、同球団の一部の選手の間では金銭を賭けた遊びを行うことが珍しくない状況にあり、3選手にあっては、これのみならず、Aらから誘われるまま裏カジノでバカラ賭博をするまでに至っていた。

また、いわゆる非予想型のものであることから「賭け」には当たらないが、野球試合の勝敗に関して選手間において金銭を授受することも行われていた。

このような中で、3選手の賭け事に対するモラルが低下していき、本件有害行為につながったものと認められる。3選手のうちの一人も、「選手の間では、賭けが日常的に行われていたので、プロ野球賭博をすることについても、何か壁を越えるというような感じはなかった。」と述べている。

## 8 再発防止策等

### (1) 選手等に対する関係

#### (ア) 全選手を対象にした野球協約第18章「有害行為」及び第19章「公正な試合確保のための利害関係の禁止」に関する研修

参考に事情聴取した選手等の一人は、「選手は小さい頃から野球しかやってきておらず、球界を追放になるということは、自分のこれまでの人生をすべて無にするものであるということを選手たちにしっかりと教えることが大事だと思う。」と話し、3選手のうちの一人も、「今回の事件が起こったので、何年かは、誰も野球賭博をやろうなどとは思わないだろうが、何年か経ってしまうと、自分たちのような選手が出てくるのではないかと思う。将来にわたって、ずっと、選手の研修の時などに、今回の新聞報道記事を配付して、プロ野球賭博をするとこのように世間から非難され、厳しい失格処分を受けることになるということを教え続ける必要がある。」と述べている。

#### ① 時期について

1年に1回または2年に1回程度の頻度で、球団ごとに、キャンプの時期等に、全選手を対象にして行い、選手等にこの研修の受講を義務づけることが考えられる。

## ② 内容等について

㉞ 野球協約 177 条と 180 条の抜粋を配付して十分に説明する必要があるが、その際、具体的にどのような行為が厳しい失格処分につながるのかを選手に理解してもらうことが重要である。

黒い霧事件のような八百長試合だけでなく、単にプロ野球に金銭を賭ける場合も、また、外国のブックメーカーに対する賭けであっても厳しい失格処分になり、さらに、高校野球賭博などの野球賭博常習者であるとわかっている者と飲食や麻雀などの交際をただけでも同様に失格処分になることについて、わかりやすく講義することが求められる。

㉟ その際、過去の選手等の失格処分等に関する新聞報道記事を資料として配付することも効果が大いと考えられる。

㊱ また、3選手がどのようにしてAやBから野球賭博に誘い込まれていったかについても説明し、問題のありそうな人物であるとわかった時点で交際を断ち切ることの重要性を教える必要がある。

球界では、先輩から紹介された人物の場合は交際を断りにくいという事情もあろうし、また、選手引退後の仕事を考えて交際範囲を広げておきたいという事情もあろうが、賭博常習者（野球賭博に限らない。）なのではないかとか、その人物の周辺に素性不明の者がいるなどといったことを知った時点でその人物との交際を断ち切らなければ、子供の頃から続けてきた野球人生を棒に振らざるを得なくなるということを十分理解してもらう必要がある。

㊲ 併せて、金銭を賭けてトランプや麻雀などをしていると賭博に対するモラルが鈍麻していくことも教える必要がある。

## (イ) 野球賭博等の厳禁についてポスターによる啓蒙、契約更改時の個人ごとの指導説明等

前記の研修に加えて、野球賭博等禁止についての啓蒙ポスターを、例えば、ロッカールームや選手寮等に掲示することや、全選手が毎年球団と個別に面談する唯一の機会である契約更改時に野球賭博等禁止の指導説明をすることも効果的であろうと考えられる。

**(ウ) 選手間での野球に関する金銭授受や多額の金銭授受を伴う賭け事の禁止**

選手等において、八百長試合厳禁はもとより、野球賭博等厳禁のモラルを維持するためには、各球団において、野球賭博に限らず、およそ選手間での野球に関する金銭授受を一切禁止することや、バカラ賭博など言うに及ばず、多額の金銭授受を伴う賭け麻雀、賭けトランプ等についても厳しく禁止することが必要であると考えられる。

**(2) 球団側における活動**

**(ア) 全球団挙げての八百長試合・野球賭博等厳禁の活動**

全球団において、選手等による野球賭博がプロ野球に対する国民の信頼を失墜させるものであることを強く認識し、暴力団排除活動と同様に、共同で、八百長試合厳禁はもとより、選手等による野球賭博等厳禁のための活動を積極的に進めていくことも効果的ではないかと考えられる。例えば、選手会の参加も得て、協議会や委員会のようなものを設立することが考えられる。

**(イ) 賭博常習者の選手等への接触についての球団間の情報交換等**

本件においてAやBがそうであったように、野球賭博常習者は、バカラ賭博や麻雀賭博もしており、選手を取り込む場合も、最初からプロ野球賭博を誘うのではなく、バカラや麻雀での賭博を誘って賭博に対するモラルを麻痺させ、次に高校野球やメジャーリーグでの賭博を勧め、その上でプロ野球賭博に誘い込むといった手口をとる場合があるように思われる。また、このような野球賭博常習者は、他の球団の選手等に近づくことも十分あり得るものと思われる。

したがって、各球団においては、所属選手等がバカラや多額の金銭を賭けての麻雀をしているという情報に接した場合は、選手等にこれを止めさせるだけでなく、選手等に賭博を誘ってきた人物に関する情報を他の球団に連絡して、全球団においてその人物を要注意人物として把握し、各球団において、その人物との接触を厳禁とするように選手等に注意喚起することとすれば、野球賭博常習者を球界に近寄らせないようにする上で効果があるのではないかと考えられる。

以上